

## 公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金交付要綱

(平成 24 年 3 月 13 日 区長決定)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（以下「財団」という）の管理運営及び財団が行う事業の推進を支援するための補助金の交付に関し必要な事項を定め、財団の活動を通じて、板橋区における地域文化の創造支援と国際相互理解の促進を図るため、区民の文化芸術振興及び多文化共生を推進し、もって文化の香り高いまちづくりに寄与することを目的とする。

### (補助対象)

第 2 条 補助の対象は、財団が前条の目的を達成するために行う次の事業等とする。

- (1) 文化芸術及びスポーツ文化の振興に関する事業並びにその支援及び顕彰
- (2) 多文化共生及び国際交流に関する事業並びにその支援及び顕彰
- (3) 板橋区からの委託を受けて行う文化芸術振興及び多文化共生並びに国際交流事業
- (4) その他財団の目的を達成するために必要な事業

### (補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、前条に掲げる事業を遂行するために必要な次の各号に掲げる経費の一部又は全部とし、毎年度予算の定める額を限度とする。

- (1) 公益目的事業に係る経費
- (2) 財団の管理運営に係る経費

### (補助金の交付申請)

第 4 条 財団が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（[別記第 1 号様式](#)）に事業計画書、収支予算書及び定款を添えて、区長に交付申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第 5 条 区長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の適否について決定するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（[別記第 2 号様式](#)）により、財団に通知するものとする。

### (収支予算書、事業計画の変更)

第 6 条 財団は、交付決定通知書を受領した後、収支予算書又は事業計画書を変更するときは、補助金交付決定額変更申請書（[別記第 3 号様式](#)）を、区長に提出しなければならない。

### (交付決定の取消し)

第 7 条 区長は、財団が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき。
- (2) その補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - 2 前項の規定は、既に補助金が交付され、又は額の決定があった後においても適用するものとする。この場合において、区長は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第8条 財団は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付請求書（[別記第4号様式](#)）により区長に補助金の請求をする。

(補助金の交付方法)

第9条 区長は前条の規定により請求書を受領したときは、内容を審査したうえで、補助金を交付する。

(補助金の実績報告)

第10条 財団は、補助金の交付に係る会計年度が終了したときは、遅滞なく実績報告書（[別記第5号様式](#)）に定款で定める決算書類を添えて、区長に実績を報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 区長は、前条の規定により実績報告があったときは、当該報告に係る書類を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（[別記第6号様式](#)）により財団に通知するものとする。

- 2 区長は、前項に定める審査の結果、適当でないと認めるときは、既に交付された補助金の全部又は一部を取消し、その返還を命じることができる。

(状況報告)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、財団に対し、補助対象事業の進捗状況についての報告又は関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

第13条 この交付要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めによるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記 第1号様式（第4条関係）

板文財第 号

年 月 日

板橋区長

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団

理事長

補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 申請者・住所

(1) 住所

(2) 名称

2 金額

3 使途

4 添付書類

板区文第 号

年 月 日

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団理事長

板橋区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付 板文財第 号で交付申請があつた  
年度財団事業費等に対する区費補助金は、下記により交付する。

記

1 交付金額

2 交付時期

3 交付条件

板文財第 号

年 月 日

板橋区長

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団

理事長

補助金交付決定額変更申請書

財団事業等の内容に変更があったので、下記のとおり補助金交付決定額について関係書類を添えて申請いたします。

記

1 金額

（1）変更前

（2）変更後

2 変更理由

3 添付書類

4 添付書類

板文財第 号

年 月 日

板橋区長

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団

理事長

補助金交付請求書

下記のとおり補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて請求いたします。

記

1 金 額

2 添付書類

板文財第 号

年 月 日

板橋区長

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団

理事長

実績報告書

年 月 日付 板区文第 号で交付決定を受けた、  
年度公益財団法人板橋区文化・国際交流財団運営補助金に伴う事業実績を、下記により報告する。

記

1 事業実績報告書

2 決算

板区文第 号

年 月 日

公益財団法人板橋区文化・国際交流財団理事長

板橋区長

確定通知書

年 月 日付 板区文第 号で交付決定した、貴財団に対する 年度公益財団法人板橋区文化・国際交流財団運営補助金については、年 月 日付で提出された事業実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の交付額を下記のとおり確定します。

記

1 交付額

2 確定額